

平成30年度
第1回和歌山県森林審議会森林保全部会
議事録

日時：平成30年4月18日（水）13：30～14：30
場所：和歌山県庁東別館6階6-A会議室

平成30年度 第1回和歌山県森林審議会森林保全部会 議事録

日時：平成30年4月18日（水）13：30～14：30

場所：和歌山県庁 東別館6階 6-A会議室

【開会】

小川副課長

（以下「司会」）

定刻となりましたので、ただいまから、平成30年度第1回和歌山県森林審議会森林保全部会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙にも関わらずご出席をいただき、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、林業振興課の小川でございます。どうぞよろしくお願ひします。

それでは、お手元の資料の確認を行いたいと思います。

本日の次第、配席図、委員名簿、森林審議会関係法令等、資料-1としまして「林地開発許可の概要、変更許可分」、資料-2としまして「林地開発許可の概要、変更許可事後報告分」をお配りさせていただいておりますが、不足等はございませんか。

まず、和歌山県森林審議会森林保全部会について、簡単にご説明いたします。

お手元に配布しております資料の「森林審議会関係法令等」をご覧いただきたいと思います。

森林法第68条第1項において、都道府県に都道府県森林審議会を置くこととされており、この規定に基づき、和歌山県森林審議会を設置しております。

また、森林法施行令第7条第1項において、都道府県森林審議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができるとされており、森林保全部会設置要綱第2条第2項に基づき4つ事項について審議することができると思われます。

具体的には、森林法に基づく事項として、

- ・地域森林計画の変更に関する事項。
- ・森林の土地の保全に関する事項。
- ・保安林の指定の解除に関する事項。

森林病害虫等防除法に基づく事項としまして、

- ・森林病害虫等防除法の高度公益機能森林等に関する事項。

司 会

でございます。

なお、部会の審議結果は、次回の和歌山県森林審議会において報告することとなっております。

それではここで、本日ご出席の委員の皆様をご紹介させて頂きます。

[REDACTED] 委員でございます。

[REDACTED] 委員でございます。

[REDACTED] 委員でございます。

[REDACTED] 委員でございます。

[REDACTED] 委員でございます。

なお、[REDACTED] 委員と [REDACTED] 委員におかれましては、本日所用のためご欠席でございます。

それでは、開会にあたりまして、和歌山県 農林水産部 森林・林業局長の西山久雄からご挨拶申し上げます。

局 長

森林・林業局長の西山でございます。

この4月1日付けの人事異動で局長を拝命しました。

よろしくお願ひします。

本日、森林審議会森林保全部会の開催にあたりまして、委員の皆様方におかれましては、年度初めの大変お忙し中、ご出席いただき厚くお礼申し上げます。

また、平素から県行政の推進、とりわけ林務行政につきまして、格段の御指導と御高配を賜っておりますことを、この場をお借りして、重ねてお礼を申し上げます。

皆様もご存じのとおり、我が国の森林の状況でございますが、戦後、造成された人工林の約半数が主伐期を迎えようとしております。その一方、所有者の経営意欲が乏しく経営管理ができない、あるいは境界が分からぬといった森林が多く存在する中、このままでは、森林整備が適切にできない状況になっています。そのように危惧しております。

そのため、国の方では森林関連法令ということで、森林経営管理法案という名称でありますけれども、その見直しを行いまして、平成31年度の税制改正において森林環境税、それから森林環境譲与税、いずれも仮称でありますが創設が予定されている状況であります。

局 長

この森林関連法令の見直しの中では、市町村が地域の森林の経営、あるいは管理を行うことが可能になるということで、林業の成長産業化と、それから森林資源の適切な管理の両立が期待されているところで、これらの費用に森林環境譲与税が充当されることになります。

このため、市町村の役割はより一層重要となるということで、事業を円滑に進めるための体制づくりが急務となっている状況であります。

そのことから、県といたしましては、市町村と協議をしながら、市町村がその役割を担えるよう支援し、それから、地域の森林管理がより一層推進されるよう取り組んでいきたいと考えていますので、委員の皆様方におかれましても、今後とも一層の御指導、御協力をお願いしたいと考えています。

本日は、紀の川市において赤井工業株式会社と株式会社真永が実施しています土石の採掘及び事業場の設置を目的とした林地開発行為の変更許可案件について、ご審議をいただくこととしてございます。

また、併せて有田川町においてQソーラーA合同会社が実施しています太陽光発電設備の設置を目的とした林地開発行為の変更許可案件について、事後報告をさせていただくこととしてございます。

委員の皆様方には忌憚のない御意見を賜りたいと思っております。よろしくお願ひします。

司 会

続きまして、県職員の出席者を紹介いたします。

林業振興課 課長の泉清久です。

森林整備課 課長の児玉和久です。

林業振興課 計画班長の森川直博です。

森林整備課 治山班長の宮本明彦です。

続きまして、本日のスケジュールを簡単にご説明させていただきます。

本日ご審議いただきます事項は、

(1) 林地開発の許可に関する事項、変更許可となっております。

また、報告事項は、

(2) 林地開発の許可に関する事項、変更許可事後報告、

司 会

(3) その他

となっております。

それではこれより、会議の議長につきましては、和歌山県森林審議会森林保全部会運営についての内規第2条に基づき、和歌山県森林審議会運営についての内規第5条を準用して、
■ 部会長にお願い申し上げます。

■ 部会長、よろしくお願ひ申し上げます。

■ 部会長
(以下「議長」)

ただ今、紹介いただきました■でございます。

これより議長を務めさせていただきますので、円滑な議事進行にご協力ををお願いしたいと思います。

傍聴者がおられますので、これから、写真撮影、録画、録音等はご遠慮いただきたいと思います。どうぞ、ご協力よろしくお願ひします。

【議 事】

議 長

それでは、お手元の会議次第に基づきまして、議事を進めたいと存じます。

まず、本日の議事録署名委員につきまして、私の方から指名させていただきたいと思います。

■ 委員と ■ 委員にお願いいたします。

よろしくお願ひします。

【審 議】

議 長

続きまして、「審議事項（1）林地開発の許可に関するこ
と、変更許可」に移ります。当局から説明をお願いします。

(概要説明)

森林整備課長

森林整備課長の児玉でございます。どうぞよろしくお願ひし
ます。

本日、審議をお願いいたします林地開発許可事案の説明に入
ります前に、林地開発に係る現状につきまして簡単にご説明申
し上げます。

林地開発許可制度につきましては、昭和49年の森林法改正
により運用が始まりまして、既に40年余りが経過しております。
本県におきましては、これまで面積にして2,474ヘクタール、件数で144件の事案につきまして、森林審議会の各

森林整備課長

委員皆様のご意見を賜りながら、許可をしてきたところでございます。

林地開発許可申請につきましては、景気の影響が非常に大きく受けまして、バブル期においてはゴルフ場開発、あるいは宅地造成等の大規模な開発が非常に多いような状況であります。このバブルの崩壊後からここ数年前までは、景気の低迷により新規の申請は少ない状況で推移しておりましたが、平成24年7月から再生可能エネルギー固定価格買取制度が始まりまして、その関係で、ここ数年は風力、あるいは太陽光等の発電施設に関する案件が急増している状況でございます。

特に太陽光発電施設の関係につきましては、県の方でも非常に問い合わせが頻繁にある状況を考えまして、この平成30年3月23日に「和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例」を公布いたしまして、太陽光発電に係る開発が適切な基準に従い行われるよう、新しいルールづくりをしたところでございます。

また、風力発電施設につきましては、和歌山県は近隣府県に比べましても比較的立地に適した場所が多いと言われております、既に7件、97基の許可をしている状況でございます。

そういう状況の中、ここ数年は、局地的な集中豪雨等が頻発するような状況であります。県といたしましても災害防止の観点から林地開発事務等の実施につきましては、より一層適切な運用に努める必要があると考えているだいでございます。

本日、お願いする事案につきましては、変更に係る事案が1件、事後報告に係る事案が1件となってございます。その詳細につきましては、治山班長の宮本の方からご説明をいたしますのでどうぞよろしくお願いします。

(変更許可案件 詳細説明)

森林整備課

治山班長

森林整備課治山班長の宮本です。よろしくお願いします。

先ず最初に、「林地開発許可制度の概要」について、ご説明させていただきます。

林地開発許可制度については、森林法第10条の2第1項で地域森林計画の対象となっている民有林において、1ヘクタールを超える開発行為をしようとする者は、農林水産省令で定める手続きに従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。

森林整備課

治山班長

となっております。

また、森林法第10条の2第2項で、林地開発の許可申請があつた場合の4つの許可基準が定められております。

具体的には、一つ目の災害の防止対策としまして、開発行為により、周辺地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。

2つ目の水害の防止対策としまして、開発行為により、下流地域において水害を発生させるおそれがあること。

3つ目の水の確保対策としまして、開発行為により、周辺地域の水質・水量などに影響を与え、水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

4つ目の環境の保全対策としまして、開発行為により、周辺地域においての森林環境を著しく悪化させるおそれがあること。

の4つの要件があり、都道府県知事は、この4つの要件にいずれも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。となっております。

それでは、本日の森林審議会に諮問しております、林地開発許可申請の変更事案の概要について、パワーポイントによりご説明させていただきます。

まず、開発事業者、開発目的についてご説明いたします。

当該箇所は、赤井工業株式会社と株式会社真栄とが連名で、土石の採掘と事業場の設置を目的に、昭和57年の当初許可から現在に至るまで、継続的に開発行為を行っているところです。

今回は、事業地に併設した残土処理場を追加設置するにあたり、変更許可申請が提出されました。

事業計画地は、本県北部の紀の川市神通に位置し、付近には県道62号線、泉佐野打田線と二瀬川が南北方向に平行に走っています。

なお、開発地からの流下方向としては、北側の大坂府の泉佐野方面となり、計画地から約2キロ下流が県境となっています。

次に申請地の概要ですが、当該申請地は、稜線を挟んで、青色で囲んだ許可済みエリアと、赤色で囲んだ追加変更エリアとに分かれます。

森林整備課
治山班長

許可済みエリアでは土石の採掘のほか、リサイクル資材の事業場としての開発が行われており、今回の変更では、赤色に囲んだ箇所に残土処理場を追加する計画となっています。

次に森林の状況について、ご説明いたします。

残土処理場を予定している当該開発区域の森林は、この写真のように、スギ・ヒノキの人工林で構成されており、尾根沿いにはクヌギやマツといった広葉樹が見受けられる状況です。

こちらが変更箇所の土地利用計画図になります。

黄色で囲んだ部分が残土処理場となっており、既に許可済みの碎石場方面とを工事用道路で結ぶ計画となっています。

また、残土処理場の流末には沈砂機能を備えた防災調整池が配置された計画となっています。

それでは、許可基準に関する4要件について、ご説明させていただきます。

まず最初に、災害の防止に関する観点で、土砂流出防止対策についてご説明いたします。

図面中央の黄色で囲んだ箇所が残土処理場となります。造成は、盛土最下部に擁壁を設置し、1割8分の勾配で、適切な間隔に小段を設けながら盛土していく内容となっているほか、盛土内の暗渠排水施設の設置、盛土法面にも適切に排水施設の設置が計画されており、盛土全体の安定が図られる内容となっています。

また、残土処理場の流末には、沈砂機能を有した防災調整池を設置する計画となっており、下流への土砂流出の防止、災害の防止を図る計画となっております。

なお、盛土の安定計算、排水計算、沈砂容量の計算等につきましては、全て基準を満たしたものとなっております。

次に、水害の防止対策についてご説明いたします。

まず、流域と流下方向についてですが、紫色に着色した、許可済みの碎石場エリアからの排水については、そのまま二瀬川へと流入し、大阪府との府県境がある北方向へと流下していきます。

森林整備課
治山班長

一方、赤色で囲んだ変更地を含む流域については、瀬川へと流入した後、N.O. 4付近で二瀬川と合流し、北方向へと流下していきます。

今回の変更申請に伴い、二瀬川及び瀬川を管理している紀の川市と協議した結果、開発による一番影響を受ける地点（ネック点）として、N.O. 7を確認しています。

水害の防止対策としては、ネック点であるN.O. 7において、開発後に増加する流量を開発前の流量以下にまで調整し、安全に流下することができるよう、計画地内に防災調整池を設置する計画となっております。

ここが、今回の開発行為で最も影響を受ける地点の状況です。

こちらが、今回設置される防災調整池、コンクリート擁壁の図面です。

豪雨時には、この防災調整池に一時的に水を貯留し、下流の狭窄部を安全に流下させることができるよう、事業地からの開発後の流量を、許容放流量以下にまで調整して放流する構造となっており、基準を満たした計画となっています。

擁壁の延長は約25mで、高さは約9mとなっています。

続きまして、水の確保に対する計画についてご説明します。

当事業計画地の森林に依存する、かんがい用水、飲用水等の水需要はありませんが、下流に流下させるにあたり、中畠地区、神通地区の同意を得ております。

最後に、環境の保全に対する計画についてご説明いたします。周辺森林への影響を考え、開発区域の周囲部に残置森林が配置されており、森林率も基準値である25%以上の49.0%が確保されています。

以上のとおり、「災害の防止」「水害の防止」「水の確保」「環境の保全」の4つの許可の要件で審査を行った結果、当該開発計画は適正で、関係市町村である紀の川市長の意見も「適」となっていることから、許可相当であると判断しております。

以上で、本日の森林審議会に諮問しています林地開発許可の

森林整備課
治山班長

変更事案に係る説明を終了させていただきます。
ご審議の程、よろしくお願ひします。

議 長

【質 疑】

委員の皆様からご意見、ご質問等をいただきたいと存じます。
本日欠席された2名の委員、[] 委員と [] 委員からご意見はいただけおりません。

それでは、ご出席の委員の皆さまから、ご意見、ご質問等をいただきたいと思います。

よろしくお願ひします。

[] 委員

防災調整池の容量と、その基準について教えて下さい。

森林整備課
治山班長

調整池については、延長が27メートル、高さが8.5メートルのコンクリート製の擁壁となっています。

調整能力については、10,000立方メートルの調整能力を有しています。

沈砂機能としましては、1,965立方メートルの容量があり、年2回の浚渫が計画されています。

[] 委員

この基準みたいなものがありますか。

森林整備課
主任

調整池を設けるにあたっての基準ですが、調整池の容量は約10,000立方メートルの計画となっています。

これは50年確率の雨を想定し、その雨が24時間降り続いても調整できる容量となっています。

それから、調整池から流す量は、下流のネック点、ここを安全に流下できる量にまで絞って流す計画となっています。

実質的には、貯めながら安全な量だけ流す構造になっています。

[] 委員
森林整備課
主任

基準は、県の基準ですか、国の基準ですか。

国の通知に基づいて、県で基準を定めています。

議 長

十分に安全だという理解でよろしいですね。
他に何かご意見はございませんか。

■ 委員

現状の森林の林況についてですが、針葉樹と広葉樹について写真で説明がありましたが、広葉樹の樹種構成ですが、尾根沿いにコナラやマツが見受けられるとの説明でありましたが、周辺にサクラやモモ、ウメはありませんか。

森林整備課
治山班長

ありません。

■ 委員
森林整備課
治山班長

写真のような林況という理解でよろしいですか。

はい。

■ 委員

ここに、ご出席の方はご存じだと思いますが、現在非常に問題となるクビアカツヤカミキリという害虫が日本に入ってきて います。

特に近畿地方では2012年、14年に大阪狭山市で初めてクビアカツヤカミキリによる被害が、モモやウメ、サクラに確認されています。被害は徐々に広がっており、そして、昨年度、かつらぎ町で初めて成虫が確認されました。

ウメやモモは和歌山では基幹的な産業だと思います。橋本、かつらぎ、紀の川、特に大阪府と接している市町村は厳重に注意しておかないと、和歌山県の農業が大変なことになります。

被害は時期的なものもありますが、多くのそういった木を伐った時は、いろんな虫が集まる環境となるので、クビアカツヤカミキリによる被害が心配されます。この開発が、いつ頃どういう季節に行われるのか気を付けていただきたいと思います。

開発の際、そういった木を伐る時は、注意するような何か文言を入れていただければと思います。

議 長

具体的な文言については、どのように書けばいいか、私も判断しかねますが、重要な事だと思います。

ありがとうございました。

他に何かございますか。

| | |
|---------------|--|
| ■ 委員 | 環境の保全についてですが、今回いただいた資料には、残置森林の森林率という形で示されています。大きな工事でしたら野生生物の調査とか、アセスメントのこともあると思います。林地開発許可の場合は必要ないのですか。 |
| 森林整備課 治山班長 | アセスメントに関する調査はしていません。 |
| ■ 委員 | 希少動植物の保護には十分配慮する必要があると思います。そういった資料も必要な感じがします。 |
| 議 長 | 希少動植物ですね。 何か事務局の方からそれに対するご返答はございますか。 ここでは、アセスメントは必要ないという事になっている訳ですね。法令上は必要ないということですね。 希少動植物の調査はやっていないということになりますね。 ご意見、ありがとうございます。 他に何かございますか。 |
| 議 長 | この場所は希少動植物があり得るところですか。 注意が必要なところですか。 |
| ■ 委員 | 昨年、橋本市でそれまで和歌山県では確認されていない、非常に希少な蘭が見つかりました。そんなことがありますので可能性は否定できないと思います。 |
| ■ 委員 | この辺りの人工林率は、何割ぐらいですか。 |
| 森林整備課 主任 | 谷沿いの斜面については、人工林が分布しております。 |
| ■ 委員 | 8割程度は人工林ということでよろしいですか。 |
| 森林整備課 主任 | はい。 |

- 議長 他に何かございますか。
人工林が多いということであれば、希少動植物の関係では、
そんなにはあり得ないということですね。
他に何かご意見はございますか。
- 議長 他にないということで、よろしいですか。
意見は出尽くしたようあります。
- 議長 どのように対応させていただくかということであります、
■委員と■委員からご意見がありました。
これを付帯意見ということにさせていただきます。
では、具体的にどういう付帯意見にするかは事務局で作成し、
ご意見をいただいた委員の方にご確認いただくという形にさせて
いただきたいと思います。
よろしくお願ひします。
今回の審議事項は、1件だけありました。
- 議長 続きまして、報告事項の「(2) 林地開発の許可に関するこ
と、変更許可事後報告」に移ります。事務局から説明をお願い
します。
- (変更許可事後報告：詳細説明)
森林整備課
治山班長 続きまして、本日の森林審議会に事後報告させていただきます、林地開発許可事案の概要について、パワーポイントによりご説明させていただきます。
まず最初に、内規に定めた「一括事後報告によることができる事項」について、ご説明させていただきます。
和歌山県森林審議会森林保全部会運営についての内規第1条第1号におきまして、「林地開発に伴うもの」が審議事項の対象となっておりますが、次の2点に該当する場合につきましては、一括事後報告によることができるものとされております。
まず、1番目として『開発行為に係る面積が10ヘクタール未満のもの、又は開発行為に係る面積が10ヘクタール以上であっても変更に係る増加の面積が開発行為に係る変更前の面積の2割を越えないもの』
そして、2番目として『森林法第10条の2第2項各号に該当するおそれのないものであって、森林の保続培養及び森林生

森林整備課
治山班長

産力の増進に著しい影響を与えるものに該当しないもの』
とされております。

今回ご報告させていただきます事案につきましては、以上の要件を満たしておりますので、一括事後報告とさせていただきます。

それでは、事後報告に係る事案について、パワーポイントによりご説明させていただきます。

当該事案は、平成28年3月に株式会社京電に対して許可した太陽光発電を目的とした開発案件であり、その後、平成29年12月にQソーラーA合同会社へ事業承継されております

今回は、事業区域内の切土法面に発生したクラック対策に伴い、開発区域の変更がありました。

事業地は、有田郡有田川町大字上六川地内で、海南市と有田川町の境にあり、有田東急ゴルフクラブと海南高原カントリークラブに挟まれたところに位置します。

こちらが変更前の事業計画図です。切盛の造成を行い、太陽光発電施設を設置する計画になっておりますが、平成29年4月に事業地西部の切土法面部分にクラックが発生しました。

こちらが変更後の事業計画図です。

クラック発生後、事業者により行われたボーリングによる地質調査により、地下水等による地すべり的なものが原因ではなく、風化の進んだ表層部分が、振動等の何らかの影響でクラックを発生させたものであると推測することができました。

そこで対応として、切土勾配を1割2分から1割5分へ変更することで法面の安定を図ることとし、それに伴い、開発森林面積が約2ha、事業区域面積が約1ha増加する内容へと計画変更されました。

最後に、許可申請書の審査結果をご説明させていただきます。

今回の変更許可申請に対し、「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」といった林地開発許可における4要件で審査を行った結果、当初どおり適切な対策がなされているため、許可相当と判断し、平成30年2月19日に許可を

森林整備課
治山班長

行いました。

以上で、本日の森林審議会にご報告させていただきます林地開発許可申請に係る一括事後報告事案のご説明を終了させていただきます。

議 長

ありがとうございます。

ただ今の事務局からの説明に関して、ご意見、ご質問等はございますか。

■ 委員

図面には原因として振動等によると書かれていますが、特定の原因が究明されていないということですか。

森林整備課
主任

原因究明のためボーリング調査を行いました。ボーリング調査では、地下水が誘因してのクラックではないことが分かりました。

そこから想定されるのが振動で、素因としては岩盤内に存在する不連続面、片理、節理というのが流れ盤構造になっているので、それが何らかの振動で動いたのではないかと推測をしています。

■ 委員

震動の原因は、地震ではありませんか。

森林整備課
主任

このクラックが発生した時に、この場所で地震は発生していないんで、それは考えておりません。

■ 委員

今後、更にクラックが広がる可能性はありませんか。

森林整備課
主任

今回、表層部分の強風化した岩盤部分を1割5分に寝かせるよう掘削し、大部分を排除しますので、これ以上クラックが広がることはないとの判断しています。

議 長

他に何かございませんか。

■ 委員

直接関係がない話で申し訳ないですが、家の近くで山を切つて県道を拡幅したときに、セメントで全部固めていたにもかかわらず崩落してしまいました。

■委員

それは、山の中に大きな岩があって、それが原因で多分落ちたと思います。

自然を相手にすると最初の計画だけでは、順調に進まないことをその時実感しました。

工事が終わるまで変更があると思います。今回のような変更も会議に掛けられるのかと思い会議に出席しましたが、先ほどの事務局からの説明で理解できました。

議長

ご意見ありがとうございます。

何が起こるか分からぬということがありますので、そこは適切に対応していかなければならぬと思います。

■委員

これは工事が終了するまで変更が何回あっても、基準を満たした変更であれば、許可することですか。

議長

危険が生じた段階で適切な対応をしていく必要があると思います。

他に何かございますか。

■委員

これは、事後報告ですので参考ですが、当初いろんな基準があって設計どおりに作られても、こういう事象は他の場所でも起こる可能性があると思います

例えば、計画図にあります盛土が崩れた時に、下流に被害を与える恐れがありますので、大雨の時とかは、事業者の方にチェックしていただけたらと思います。

議長

ご意見ありがとうございます。

そのように伝えることは可能ですか。

森林整備課

主任

はい。

工事に着手する際は、下流に被害が発生しないよう調整池や沈砂施設の防災施設を先行するよう指導しています。

開発行為の最中については、常に、現場に異常はないか確認し、災害が発生した場合は事務取扱要領に基づき、速やかに報告するよう指導を徹底しています。

| | |
|---------------|--|
| 委員 | ソーラー発電所の場合、採石場なんかとは違って、あまり人がいないような気がします。無人になりがちな施設については、特に大雨の時のチェックをお願いしたいと思います。 |
| 議長 | ご意見ありがとうございます。 お伝えいただくということでおよろしいですね。 |
| | 【採決】 |
| 議長 | 次の議題に移る前に、議事の1に戻りますが、付帯意見をいだく前に、適切であると認めたうえでの付帯意見となりますので、適切でということで採決いただいてよろしいですか。 適切であることを確認させていただきました。 よろしくお願いします。 |
| 議長 | それでは次の議題「（3）その他」に移ります。事務局から説明をお願いします。 |
| 林業振興課 計画班長 | その他といたしまして、林業振興課計画班森川からご説明させていただきます。 前回、平成29年12月末の平成29年度第2回森林審議会で、委員からご質問いただきました案件についてご説明したいと思います。 前回、風力発電施設の設置に関する林地開発許可案件の審議におきまして、風力発電施設の設置後、施設周辺の森林で林業を行う者の健康被害につきまして、意見を申し出る場がないことを懸念されるというご意見をいただきまして、付帯意見にも付けさせていただいたところです。 それにつきまして、県の環境部局に問い合わせたところ、環境省の「風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会」の報告書では、「風車騒音は、わずらわしさに伴う睡眠影響を生じる可能性はあるものの、人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低い」と考えられています。 また、「風力発電施設から発生する超低周波音及び低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認されておりません」とされています。 このため、風力発電施設に関する健康被害の相談は管内の保健所で受けられますので、そちらにご相談いただくか、また、 |

林業振興課
計画班長 労働基準監督署の労災課へご相談いただければ、産業総合支援センターでカウンセリングを受けられるということです。

議 長 ありがとうございます。
これは前回の森林審議会で [REDACTED] 委員からご意見があつたものになります。

今の回答に何かご意見はございますか。

[REDACTED] 委員 医学的に証明されていないということだと思います。
ただ、実際に林業をされている方にとって、本当に耐えられるレベルなのかについては、モニタリングを続けていただければと思います。

議 長 問題が起きてからでないと対応できない部分ではあると思います。引き続き気を配っていただければと思います。
他に何かご意見はございますか。

議 長 それでは、本日の審議結果は、森林法第68条第2項の規定に基づき、和歌山県知事に答申させていただきます。また、森林保全部会の運営内規第1条第2項に基づき、次回の森林審議会において報告させていただきます。
知事への答申に関しては、私に御一任いただけたらと思いますが、よろしいですか。
付帯意見については、また、ご相談させていただきます。
よろしくお願いします。

議 長 その他、森林・林業行政に関することで、この機会にご意見、ご質問等がありましたらお受けしたいと思いますが、いかがですか。
よろしいですか。

議 長 これで会議を終了させていただきます。
委員の皆様には、長時間にわたりご審議をいただきありがとうございました。また、会議の進行にご協力をいただきましたことを改めてお礼申し上げます。
これを持ちまして、議長の職を終了させていただきます。
ありがとうございました。

司 会

████████部会長、どうもありがとうございました。
本日の審議会の議事の内容につきましては、追って、事務局にて議事録に取りまとめ、冒頭、部会長から議事録署名人としてご指名いただきました、████委員と████委員に署名・捺印をお願いしたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

【閉 会】

司 会

以上をもちまして、本日の森林審議会森林保全部会は終了させていただきます。
委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご審議いただき、本当にありがとうございました。